居宅介護支援重要事項説明書

J Aいすみ福祉センター居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 <u>0470-86-2123</u> (月~金曜日、午前8時30分~午後5時) 担当者 <u>岩 瀬 啓 子</u>

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. JAいすみ福祉センター居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事	業所	名	J Aいすみ福祉センター居宅介護支援事業所	
所	在	地	千葉県いすみ市能実2	2 9 5
介護保険指定事業者番号			居宅介護支援	(1277300081 号)
サービスを提供する地域		勝浦市、大多喜町、V 御宿町	いすみ市	

(2) 事業所の職員体制

			資		格
管	理	者			1名(0)
介護	支援専	門員	• 介護職	3名	3名(0)
事	務職	員			1名(0)

*()内は男性再掲

(3) 営業時間

月~金曜日	午前8時30分~午後5時
-------	--------------

*営業をしない日(土・日曜日及び国民の祝日および12月31日から1月3日まで)

3. 居宅介護支援サービスの内容

- (1) ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画(ケアプラン) の作成を行います。
- (2) ケアプランに位置付けるサービス事業所は、複数の事業所を紹介し、ご利用者またはご家族の選択に基づき決定し、そのサービス事業所をケアプランに位置付けた理由も説明します。 作成した居宅サービス計画は、ご利用者またはご家族に説明し、同意、捺印を得た上でサービスを提供します。
- (3) 基本的に毎月一回はご利用者宅を訪問し、居宅サービスの実施状況の把握を行います。
- (4) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断したときは、双方で話し合い、ご了解を受けた後、居宅サービス計画を変更します。
- (5) 必要に応じ、ご利用者、ご家族、サービス提供事業者との担当者会議を開催し、居 宅計画サービスの変更、見直しを行います。
- (6) ご利用者が入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡 先を当該病院または診療所にお伝え下さい。
- (7) 利用者及び家族からの相談等に応じる為、24時間体制を整えています。
- (8) 利用者の状態を把握するために定期的に会議を開催します。

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき法定の報酬単価をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日<u>勝浦</u>・町の窓口に提出しますと全額払戻を受けられます。

② 交通費

夷隅郡市地域全域が対象地域であり、交通費は無料です。

*実施地域外において交通費は実費とし、自動車を使用した場合は1キロあたり20円とする。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、当月分を翌月に請求いたしますので、 1ヶ月以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金集金、口座振込にてお願いいたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約 を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合文書でお申し出くださればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合 がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域 の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - *この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他

お客様やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を 継続し難いほどの、背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座に サービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- (1) 運営の方針
 - ① 地域住民の皆様が、要支援状態や要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を、営むことができるように配慮して、適切なサービスが総合的かつ能率的に提供できるように配慮します。
 - ② お客様の人格を尊重し常にお客様の立場にたって公平中立に行います。
 - ③ 地域福祉の向上のため、市町村、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療機関と密接に連携をとります。
 - ④ 法律に定めた利用者数を取り扱うものとします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考	
介護支援専門員の変更	有	希望される場合はお申し出下さい	
課題分析の方法	の 方 法 有 居宅サービス計画ガイドライン方		
介護支援専門職員研修の実施	有	月1回の連絡会(研修を含む)	

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所におけるお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に、基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電 話 <u>0470-86-2123</u> (月~金曜日、午前8時30分~午後5時) 担当者 岩 瀬 啓 子

(2) 当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

勝浦市役所 電 話 0470-73-1211

いすみ市役所電 話 0470-62-1118

大多喜町役場 電話 0470-82-2111

御宿町役場 電話 0470-68-6716

国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7489

8. 身体拘束に関する事項

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体拘束を行わないものとする。
- ② 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

9. 虐待防止と虐待通報受付について

当事業所において職員の利用者に対する虐待防止を図る目的として高齢者虐待防止対応規定を制定します。利用者本人及びご家族等、職員等からの通報があった時は、高齢者虐待防止対応規定に基づいて対応します。

① 虐待通報の受付方法

面接、電話、書面などにより虐待防止受付担当者が受付します

② 高齢者虐待防止対応体勢

虐待通報受付担当者は、受付した通報内容を虐待防止対応責任者に報告します。虐待防止対応責任者は内容を確認したうえで原因解決の検討、当事者との話し合いを行い迅速な改善を図ることとします。また、第三者委員会への虐待防止結果の報告、虐待原因の改善状況について当事者(ご家族も含む)及び第三者委員への報告をします。

- ③ 第三者委員は7項の苦情処理に定める委員と兼ね、その他の事項についても準ずるものとします。
- ④ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつ つ、ハラスメント対策に取り組む。

10.業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための措置、感染症の発生及びまん延等に関する 取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等取り組む

11.	当事業所の概要	
(1)	名 称	JAいすみ福祉センター居宅介護支援事業所
(2)	法人種別	農業協同組合
(3)	代表者名	代表理事組合長
(4)	所在地·電話番号	千葉県いすみ市能実295
		T E L O 4 7 O - 8 6 - 2 1 2 3
(5)	定款の目的に定めた事業	
		1 医療に関する事業
		2 保健に関する事業
		3 老人の福祉に関する事業
		4 前3号の事業に附帯する事業
(6)	事業者数	
	居宅介護支援事業所	1ヵ所
	契約をす	· る場合は以下の確認をすること
		令和 7年 3月 21日
居宅	三介護支援の提供開始にあた	り、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な
事項を	注説明しました。	
		事業者
		新 来 句 所 在 地 千葉県いすみ市国府台1515-1
		名 称 いすみ農業協同組合
		石 47 V·9 67 辰未 伽四凡日
		氏 名
私に	t 契約書及び本書面により	事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を
	司意しました。	
⊅ () □	があいました。	
		利用者
		住所
		氏 名
		(代 理 人)
		続 柄 妻

氏 名

住

所

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費I

居宅介護支援(i)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	1,086 単位
	扱件数が 45 未満である場合又は	要介護 3・4・5	1,411 単位
	45 以上である場合において、45	安月霞 3*4*3	1,411 毕业
	未満の部分		
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	544 単位
	扱件数が 45 以上である場合にお		
	いて、45 以上 60 未満の部分	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	326 単位
	扱件数が 45 以上である場合にお		
	いて、60以上の部分	要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費II

居宅介護支援(i)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	1,086 単位
	扱件数が 50 未満である場合又は	要介護 3・4・5	
	50 以上である場合において、50	文 /1版 0 1 0	1,411 単位
	未満の部分		
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	527 単位
	扱件数が 50 以上である場合にお	要介護 3・4・5	
	いて、50 以上 60 未満の部分	安川设 3*4*3	683 単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	316 単位
	扱件数が 50 以上である場合にお		
	いて、60以上の部分	要介護 3・4・5	410 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に	1月につき 200 単位減算
	80%以上集中等	
	(指定訪問介護・指定通所介護・	
	指定地域密着型通所介護・指定福	
	祉用具貸与)	
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて	基本単位数の 50%に減算
	いない場合	
	運営基準減算が2月以上継続して	
	いる場合算定できない	

特定事業所加算

算	定要件	加算 (I) (519 単位)	加算 (Ⅱ) (421 単位)	加算 (III) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
1	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している こと		0	0	0
2	常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していること	0			
3	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	0	0		
4	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること			0	
5	常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上、専従の介護支援 専門員を常勤換算で1名以上配置していること(非常勤は他 事業所との兼務可)				0
6	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留 意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に 開催すること	0	0	0	0
7	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	0	0	0	(連携で も可)
8	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3~要介護5 である者が4割以上であること	0	×	×	×
9	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	0	\bigcirc	0	○ (連携で も可)
10	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介 された場合においても居宅介護支援を提供していること	0	0	0	0
11)	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障碍者、 生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関 する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事	0	0	0	0
12	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けて いないこと	0	0	0	0
13	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満 (居宅介護支援費(II)を算定している場合は 50 名未満であること)	0	0	0	0
14)	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの 基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保して いること	0	0	0	○ (連携で も可)
15	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例 検討会、研修会等実施していること	0	0	0	○ (連携で も可)
16	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるよう な居宅サービス計画を作成していること	0	0	0	0

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

算定要件 ① 前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること ③ 特定事業所加算(I)(II)のいずれかを算定していること

加算について

加算について		
初回加算	・新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
	・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サー	
	ビス計画を作成する場合	
入院時情報連携加算(I)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療	250 単位
	所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	
入院時情報連携加算(II)	病院又は診療所に入院した日の翌日、または翌々日に、当	200 単位
	該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行っ	
	た場合	
イ)退院・退所加算(I)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る	450 単位
	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回	
	受けていること	
ロ)退院・退所加算(I)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る	600 単位
	必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けている	
	こと	
ハ)退院・退所加算(II)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る	600 単位
	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回	
	受けていること	
ニ)退院・退所加算(II)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る	750 単位
	必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレ	
	ンスによること	
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る	900 単位
	必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンフ	
	ァレンスによること	
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医	50 単位
	師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の	
	必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に	
	関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等	
	に記録した場合	
ターミナル	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日	400 単位
ケアマネジメント加算	以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及	
	び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供	
	した場合算定	
緊急時等	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員	200 単位
居宅カンファレンス加算	と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必	
	要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	
※手取り 期におけるサービフ利用	1)	

※看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて居宅介護支援の基本報酬の算定を行う

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	38%
通所介護	31%
地域密着型通所介護	9%
福祉用具貸与	75%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	JA いすみ 49%	リンクスいすみ 15%	ニチイ勝浦 12%
通所介護	ふきのとうディ 30%	勝浦裕和園デイ21%	総野園デイ 15%
地域密着型通所介護	リハビリさとう 67%	MediFit 19%	ヤックス御宿 13%
福祉用具貸与	ライフケアタカサ 32%	チャフルキョウエイ 20%	セレクト 20%

③ 判定期間 (令利	和5年度)
------------	-------

✓ 前期 (3月1日から8月末日)

□後期 (9月1日から2月末日)